

私 公 号 外
令和 4 年 5 月 3 1 日

個人立及び宗教法人立幼稚園設置者 殿

宮城県総務部私学・公益法人課長
(公 印 省 略)

個人立及び宗教法人立幼稚園における会計処理及び財務書類等について（通知）

このことについて、私立幼稚園教育振興補助金の対象経費の確認や金額算定の参考資料として活用しますので、当該補助金を受けている場合は、下記及び別紙並びに「個人及び宗教法人立幼稚園の財務計算に関する書類及び収支予算書の届出に係る事務取扱要領」により、当課私学助成班宛て御提出願います。

なお、提出期限までに関係書類を提出されない場合は、補助金の交付に支障を来す場合がありますので、あらかじめ御承知願います。

記

1 会計処理について

原則として、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準じた会計処理を行い、適切な事務処理に努めること。

2 提出書類について

(1) 計算書類

- ・資金収支計算書及び人件費支出内訳表
- ・活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書
- ・貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表
- ・損益計算書（収益事業がある場合）
- ・公認会計士等の監査報告書（当該補助金を1,000万円以上受けている場合）

(2) 収支予算書

- ・資金収支予算書及び人件費支出内訳表
- ・事業活動収支予算書

(3) 収支補正予算書

- ・資金収支補正（第〇回）予算書及び人件費支出内訳表
- ・事業活動収支補正（第〇回）予算書

3 作成期限について

計算書類については当該会計年度終了後2か月以内（5月31日）まで、収支予算書については当該年度の補助金申請時まで、収支補正予算書については収支予算に補正が必要となったときまでに速やかに作成願います。

4 計算書類等の提出について

私立幼稚園教育振興補助金の交付を受ける幼稚園は、その額の算定に必要となることから、計算書類及び収支予算書については当該年度の6月30日までに、収支補正予算書については作成した都度、当課宛て御提出願います。

なお、事務体制の制約等により計算書類の整備が困難な場合には、次の書類の提出をもって、関係書類が提出されたものとして取扱うこととします（当該補助金を1,000万円以上受けている場合を除く）。

(1) 計算書類

- ・資金収支計算書及び人件費支出内訳表

(2) 収支予算書

- ・資金収支予算書及び人件費支出内訳表

5 提出方法について

郵送又は電子メール（電子メールで提出する場合は別紙2を参照）

※計算書類について、私立幼稚園教育振興補助金を1,000万円以上受けている場合は、公認会計士又は監査法人の監査報告書の原本が電子形式の場合のみ電子メールでの提出が可能。

担当：私学助成班 菅原

TEL：022-211-2268 FAX：022-211-2296

(別紙1)

財務計算に関する書類及び収支予算書の提出に関する留意点について

1 昨年度からの変更点

(1) 計算書類

- ・公認会計士又は監査法人の監査報告書について、押印省略。
- ・袋とじ及び袋とじ部分への押印省略。
- ・電磁的方法での届出が可能（私立幼稚園教育振興補助金を1,000万円以上受けている場合は、公認会計士又は監査法人の監査報告書の原本が電子形式の場合のみ）。

(2) 収支予算書及び補正予算書

- ・電磁的方法による届出が可能。

(3) 共通事項

- ・各種様式から代表者の押印を省略。

2 その他

(1) 書類の保管について

標記の関係書類は、各種補助金の交付を希望する場合、毎会計年度の作成が必要となりますので、提出の有無に関わらず、各設置者等において作成の上、確実に保管願います。

(2) その他

新型コロナウイルス感染症の影響等により、期限までの提出が困難な場合は個別に御相談願います。

(別紙2)

提出書類一覧と電磁的方法での提出について

1 提出書類一覧

(1) 送付状(事務取扱要領別記様式(3))

(2) 計算書類

綴じ込み順	書類一覧
1	表紙(事務取扱要領別記様式(1))
2	公認会計士又は監査法人監査報告書 (私立幼稚園教育振興補助金を1,000万円以上受けている場合のみ添付し、署名のあるものを必要とすること。)
3	監事の監査報告書又は決算に係る部分の理事会議事録(写し)
4	学校法人会計基準第1～10号様式
5	寄附行為に定める収益事業に係る計算書類(該当のある場合に限る。)

(3) 収支予算書

綴じ込み順	書類一覧
1	表紙(事務取扱要領別記様式(2))
2	事務取扱要領第1の2(2)で作成した書類。

(4) 補正予算書(補正予算を組んだ際に速やかに提出。)

綴じ込み順	書類一覧
1	表紙(事務取扱要領別記様式(4))
2	事務取扱要領第1の2(3)で作成した書類。

2 電磁的方法での届け出

(1) 届出方法

電子メール(件名には「幼稚園名:財務書類の提出」と入力すること。)

※計算書類について、私立幼稚園教育振興補助金を1,000万円以上受けている場合は、公認会計士又は監査法人の監査報告書の原本が電子形式の場合のみ電子メールでの提出が可能。

(2) ファイル形式

PDFファイル

※計算書類及び収支(補正)予算書は、綴じ込み順に一体のPDFファイルとして作成すること。

(3) その他

電子メールでの提出時には、以下のとおりフォルダ内にデータを格納し、圧縮ファイルとして提出すること。

